

上場会社代表者各位

株式会社名古屋証券取引所  
代表取締役社長 畔柳 昇

## 金融商品取引法における四半期報告制度の導入等に伴う「有価証券上場規程」等の一部改正について

拝啓 貴社益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

当取引所は、「有価証券上場規程」等の一部改正を行い、平成20年4月1日から施行しますので、ご通知申し上げます。（詳細については、規則改正新旧対照表を名証のホームページ（<http://www.nse.or.jp/>）中「規則関連情報」に、掲載しておりますのでご覧ください。）

今回の改正は、「証券取引法等の一部を改正する法律」（「金融商品取引法」（以下「金商法」という。）を含む。）（平成18年法律第65号）及び「証券取引法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」（平成18年法律第66号）の施行により、平成20年4月から四半期報告制度及び内部統制報告制度が導入されることなどに伴い、上場制度について所要の整備を行うとともに、平成19年11月27日に公表した「売買単位の集約に向けた行動計画」の進め方の中で第一段階として掲げた事項について対応を図ることとするなど、「有価証券上場規程」等を一部改正することとするものです。

なお、平成20年2月27日公表の制度要綱では、経営者が内部統制報告書に「重要な欠陥」等を記載する場合に適時開示を求めることとしておりましたが、行政においても今後必要に応じて評価基準等の見直し等を行う旨が表明されるという状況にもあり、現状においては評価のレベル感に相当のばらつきが想定され、制度導入当初から適時開示を求めることは、かえって投資者の適切な投資判断を損ねる弊害を招きかねないと考えられることから、当該開示の実施時期については、今後の制度の実施状況等を見ながら検討していくこととします。

改正の概要は、下記のとおりです。

### 記

#### 1. 改正概要

（備考）

##### (1) 金商法における四半期報告制度の導入に伴う対応 「有価証券報告書等」の定義の見直し

上場制度上の「有価証券報告書等」の定義に、四半期報告書を含めることとします。

・株券上場審査基準第4条  
第1項第8号a等

##### 新規上場申請者の提出書類の見直し

新規上場申請者は「上場申請のための四半期報告書」（当該

・有価証券上場規程に関する

書類に添付すべき四半期レビュー報告書及び四半期レビュー概要書を含む。)を提出することとします。

る取扱い要領 2 (4) a 等

#### 適時開示の取扱い

上場会社は以下に該当する場合、直ちにその内容を開示することとします。

- a 四半期財務諸表等に継続企業の前提に関する事項を注記することを決定した場合
- b 四半期末日において保有する有価証券に含み損が発生している場合

- ・適時開示規則第 2 条第 1 項第 1 号 a f
- ・適時開示規則第 2 条第 1 項第 2 号 q

#### 四半期財務諸表等への否定的結論等に対する取扱い

四半期財務諸表等に添付される四半期レビュー報告書における否定的結論や結論の不表明に対する上場制度上の取扱いは、現行の監査報告書における取扱いと同様とします。

- ・株券上場廃止基準第 2 条第 1 項第 11 号 b 等

#### 四半期報告書の提出遅延への対応等

現行の有価証券報告書(監査報告書を含む。以下同じ。)の提出遅延への対応を以下のように見直すとともに、四半期報告書(四半期レビュー報告書を含む。)の提出遅延に対する上場制度上の取扱いを有価証券報告書における取扱いと同様とします。

- ・株券上場廃止基準第 2 条第 1 項第 10 号等

- a 有価証券報告書が、原則として、法定期限までに内閣総理大臣等に提出されなかった場合又は提出できる見込みのない旨の開示を当該法定期限までに行っている場合には、上場廃止のおそれがあるものとして取り扱うこととします。
- b 有価証券報告書を法定期限経過後 1 か月以内に内閣総理大臣等に提出しなかった場合に上場廃止とする規定について、当取引所が別に定める場合については当該期間を 3 か月に延長することとします。

#### セントレックス上場会社の四半期レビュー手続に係る規定の廃止

セントレックス上場会社が四半期財務・業績の概況を開示する際の四半期財務諸表等について実施することに努めることとしている、当取引所が定める「四半期財務諸表に対する意見表明に係る基準」に基づく公認会計士等による意見表明のための手続に係る規定を廃止します。

- ・旧適時開示規則取扱い 2 の 3 等

#### (2) 金商法における内部統制報告制度の導入に伴う対応 新規上場申請における提出書類の見直し

国内の金融商品取引所に上場していない会社については、新規上場申請時に、内部統制報告書及び内部統制監査報告書並び

- ・有価証券上場規程第 3 条第 5 項第 5 号 i、株券上

に当該報告書に準じた書類の提出を求めないこととします。ただし、新規上場申請者の発行する株券等が国内の他の金融商品取引所に上場している場合には、新規上場申請時に、内部統制報告書及び内部統制監査報告書を提出することとし、当該書類において、経営者が評価結果を表明できない場合又は監査人が意見の表明をしない場合は、申請不受理事由とします。

場審査基準第4条第1項  
第8号d等

#### 適時開示の取扱い

上場会社は、内部統制監査報告書において、「不適正意見」又は「意見不表明」の記載が行われた場合、直ちにその内容を開示することとします。

・適時開示規則第2条第1  
項第2号uの2

#### (3) 金商法における有価証券報告書等の記載内容に係る確認書の提出義務化に伴う対応

上場会社に対する有価証券報告書等の適正性に関する確認書の提出に関する規定を廃止します。

・旧適時開示規則第10条等

#### (4) 売買単位の集約に向けた対応

新規上場の際（他の金融商品取引所に上場している銘柄及びグリーンシート銘柄が当取引所に上場する場合を除く。）には、単元株式数が100株であることを求めることとします。

・株券上場審査基準第4条  
第1項第10号の2等

上場会社が、単元株式数の設定又は変更の決議を行う場合には、単元株式数を100株とすることを求めることとします。

・適時開示規則第20条の3

#### (5) その他

制度信用銘柄及び貸借銘柄の選定基準・選定取消基準における流動性は、上場株式数及び株主数により適合性を判断することとし、上場諸基準と重複する少数特定者持株数に係る基準は撤廃することとするなど、その他所要の規則改正を行います。

・制度信用銘柄及び貸借銘  
柄の選定に関する規則第  
3条第3号等

## 2. 施行日

平成20年4月1日から施行します。ただし、改正後の四半期報告書（上場申請のための四半期報告書を含む。）、内部統制報告書（内部統制監査報告書を含む。）又は有価証券報告書等の適正性に関する確認書に係る規定は、平成20年4月1日以後に開始する事業年度に係るものから適用し、平成20年4月1日より前に開始する事業年度に係るものについては、従前の例によるものとします。

また、「1(1) 四半期報告書の提出遅延への対応等」については、平成21年4月1日より前に開始する事業年度における四半期報告書の場合にあっては、15日延長して適用します。

以 上